

改正火災予防条例準則の運用について(通知)

(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号) 一部抜粋

第 1 1～4 略

5 改正準則第 3 条の 4 において、厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)について、ダクト火災等を防止するために必要な位置、構造及び管理の基準を定めたところであるが、その運用については、以下によること。

(1) 排気ダクト等の位置及び構造について(第 1 項第 2 号関係)

ア 第 2 号イの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、排気ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし、板厚については、当該厨房設備の入力(同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計。以下同じ。)が 1 万 8 千キロカロリー毎時を超える厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては別紙表 1 及び表 2、1 万 8 千キロカロリー毎時以下の厨房設備に附属する排気ダクト等にあつては別紙表 3 及び表 4 のとおりとする。ただし、円形ダクトの板厚については、別途通知する予定であること。

また、同号イのただし書中「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該厨房設備の入力が 1 万 8 千キロカロリー毎時以下であつて、かつ、当該厨房設備の使用頻度が低いと認められる場合をいうものであり、この場合には、天蓋として上記の基準に適合しない金属製のレンジフードファンを設置することができるものであること。

なお、一般の家庭において通常行われている程度の使用については、これに該当するものとして取り扱って差し支えないものであること。

イ 第 2 号ロの「フランジ接続、溶接等」には、排気ダクトを差込みリベットで止め、さらに耐熱テープで巻くものも含むものであること。

ウ 第 2 号ハの「金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。」とは、排気ダクト等にロックウール保温材(JIS A9504 に示すもの)、けい酸カルシウム保温材(JIS A9510 に示すもの)若しくはこれらと同等以上の不燃材料で、厚さ 50 ミリメートル以上被覆した場合又はこれらと同等以上の安全性を確保できる措置を講じた場合には、当該部分と建築物等の可燃性の

部分又は可燃性の物品との間の距離を 10 センチメートル未満とすることができることとしたものであること。

エ 第 2 号ニの「十分に排気を行うことができるもの」とは、「換気設備の衛生上有効な換気を確保するための構造」(昭和 45 年建設省告示 1826 号)に適合する排気能力を有するものをいうものであること。

オ 第 2 号ホの「他の用途のダクト等」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等を指すものであること。ただし、給湯湯沸設備等の煙突のうち建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 20 条の 4 第 2 項第 5 号ただし書に該当するものにあっては、火災予防上十分な安全性を確保できる措置を講じた場合に限り、厨房設備に附属する排気ダクトとの接続を認めて差し支えないものであること。

なお、ここでいう「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」の内容については、別途通知する予定であること。

(2) 天蓋に設けるグリス除去装置及び火炎伝送防止装置について(第 1 項第 3 号関係)

ア 第 3 号柱書きの「油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備」とは、天ぷら、炒めものその他排気ダクトにおける火災の発生の原因となる油脂を含む蒸気が発生する調理に使用する厨房設備をいうものであること。

イ 第 3 号イの「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、天蓋が建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいうものであること。

ウ 第 3 号ロの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたもの」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものをいうものであり、その構造の基準等については、別途通知する予定であること。

また、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、上記(1)アと同様であり、このような場合には、上記の構造によらない金属製のグリスフィルターとすることができるものであること。

エ 第 3 号ハの「火炎伝送防止装置」とは、防火ダンパー又は自動消火装置を指すものであること。

また、「排気ダクトの長さから判断して火災予防上支障がないと認められるもの」とは、厨房設備から 5 メートル以内にファン停止用スイッチを設け、か

つ、その旨の表示がおこなわれている場合であって、以下の(ア)又は(イ)に該当するものをいうものであり、この条件を満たす場合には、火炎伝送防止装置を設置しないことができるものであること。

(ア) 厨房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

(イ) 耐火構造の共用排気ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気ダクトで、厨房室内に露出して設置されているもの

なお、「排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行うもの」については、上記イ、「当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの」については、上記(1)アとそれぞれ同様であり、これらの場合には、火炎伝送防止を設置しないことができるものであること。

オ 第3号ハの「火炎伝送防止装置」として防火ダンパーを設ける場合は、次によること。

(ア) 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすべきものであること。

(イ) 防火ダンパーは、厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。

(ウ) 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。

カ 第3号ニの「自動消火装置」の性能及び設置基準については、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(昭和56年8月3日付け消防予第176号消防庁予防救急課長通知)〔平成5年12月10日消防予第331号により廃止〕によること。

6～14 略

第2 略

第3 略

[別紙]

表 1 天蓋の板厚

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚(単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

表 2 排気ダクトの板厚

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚(単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450 以下	0.5 以上	0.6 以上
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	0.8 以上	1.2 以上

表 3 天蓋の板厚

天蓋の長辺 (単位 mm)	板厚(単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800 以下	0.5 以上	0.6 以上
800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上

表 4 排気ダクトの板厚

ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚(単位 mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上